

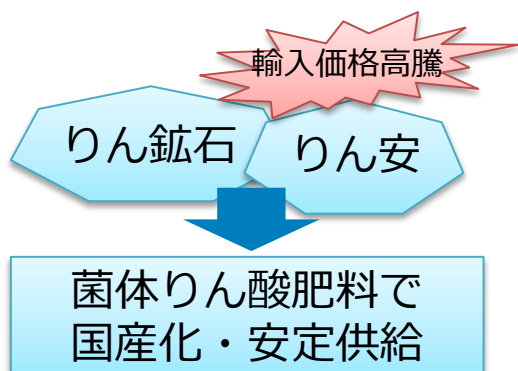
2. 令和5年度のトピックス

○肥料関係業務

・ 輸入原料への依存から、国内資源活用への転換

- 令和5年10月に、国内資源の活用を図るため、汚泥を原料とした「菌体りん酸肥料」の公定規格が新たに創設されました。
- FAMICは農林水産省と連携して品質管理に必要な事項の検討を行い、この肥料の登録に必要な調査や、登録を行う都道府県への支援を行っています。
- また、く溶性りん酸※の含有量の保証に、肥料等の試験方法を定めた「肥料等試験法」が適用できるか調査し、農林水産省へ報告しました。

※く溶性りん酸：植物の根が分泌する根酸に溶けるりん酸で効き目は比較的穏やか。
分析法上はクエン酸2%水溶液（弱酸性）に溶ける肥料成分。



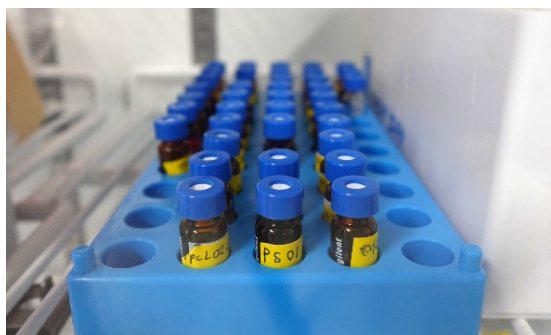
汚泥資源（りん含有）の利用拡大に貢献

詳しくは27ページへ

○農薬関係業務

・ 分析が困難な植物由来成分の分析

- 農林水産省からFAMICに、成分の詳細が不明な生産資材の緊急分析要請があり、迅速に対応したところ、農薬として登録されていない成分が含まれていることを確認しました。
- 農林水産省へ速やかに報告するとともに、販売業者に販売の中止と自主回収の指導を行い、消費者や農家への安全確保に貢献しました。



農薬取締行政に貢献

詳しくは29ページへ

○飼料関係業務

・飼料の安全性を確保しつつ農家のニーズに対応

- 飼料関係者からハイキュー配合の牛用飼料に、モネンシンナトリウム（MN）※を使用できるようにして欲しいとの要望があり、農林水産省からFAMICに、安全性の管理に必要な迅速定量法という分析方法により、上記飼料中のMNが正確に定量可能かの確認を要請され対応しました。
- その結果、迅速定量法が適用可能であることを確認して速やかに農林水産省に報告し、要請から約2か月という短期間でハイキュー配合の牛用飼料にMNが使用できるようになりました。
- また、MNの別の分析方法であるLC法及び平板法も同様に確認し、いずれも適用可能であることを確認しました。

※モネンシンナトリウム：飼料添加物であり、成長促進を目的に使用する抗生物質。



迅速定量法

MN特有の波長の吸光度を測定し、MNを定量する方法。結果判明まで2～3時間。

LC法

液体クロマトグラフ(LC)という装置を用いてMNを定量する方法。結果判明まで半日。

平板法

MN共存下で発育しない試験菌を培養し、生じた発育阻止円の大きさによりMNを定量する方法。結果判明まで1日。

飼料の安全性と農家のニーズに対応

詳しくは31ページへ

○表示監視業務

・遺伝子組換え表示の制度改正に対応

- 食品表示基準の改正により、令和5年4月以降、「遺伝子組換えでない」と表示できるのは、分別生産流通管理※の実施に加えて、遺伝子組換え農産物の混入が認められない（不検出）場合のみと厳格化されました。
- FAMICは、こうした遺伝子組換え表示制度の改正を踏まえ、農林水産省と連携して、新たな遺伝子組換え表示について監視や立入検査を行いました。

※分別生産流通管理：遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で分別管理し、そのことを証明する書類で明確にした管理の方法。

「遺伝子組換えでない」と表示できる食品

分別生産流通管理を行い、遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているもの



分別生産流通管理に加え、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められるもの



遺伝子組換え表示の適正化に貢献

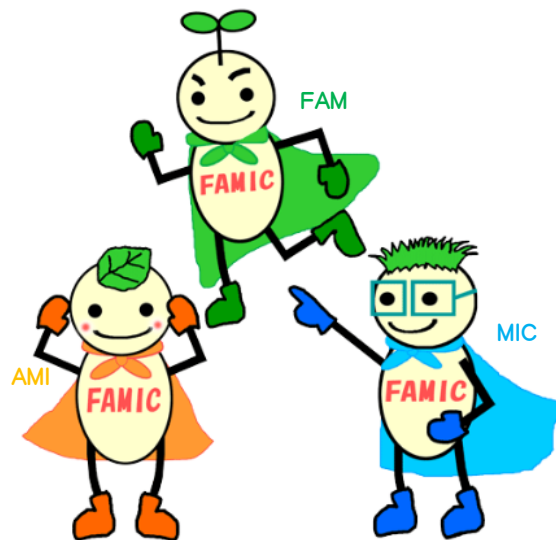
詳しくは33ページへ

- FAMICは、国際規格に日本の意見を反映させるため、農林水産省、研究機関、民間有識者等と協力し、日本の農林水産物の輸出拡大に寄与する国際規格が制定されるよう、世界各国の会議に参加しています。
- 令和6年1月には、食品に関わる国際会議（ISO/TC34総会及び関連会議）をFAMICが招致し、日本が提案した「災害食の品質に関する規格」が、国際規格制定に向けて動き出しました。



国際規格からの輸出実績向上に期待

詳しくは35ページへ



FAMICシンボルマーク



食品、肥料・飼料、農薬の印象をそれぞれオレンジ、緑、青で示し、3分野が1本の縄のように強固に結びついていくことを、DNAの二重らせんになぞらえ、同時に『農場から食卓まで』つながるフードチェーンもイメージし、ロゴで一体感を表しています。

3. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

FAMICは、一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、農林物資等の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的としています。（独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号。以下「センター法」という。）第3条）

(2) 業務内容

FAMICは、センター法第10条に基づき、次の業務を行うこととされています。

- ① 食品等の品質及び表示に関する調査、分析並びにこれらに関する情報提供
- ② 食品等の消費の改善に関する技術上の情報収集、整理、提供
- ③ 日本農林規格、食品表示基準等が定められた食品等の検査
- ④ 日本農林規格等に関する認証等の適正な実施に必要な能力に関する評価、指導
- ⑤ 食品等の品質管理及び表示に関する技術上の調査、指導
- ⑥ 食品等の検査技術に関する調査、研究及び講習
- ⑦ 肥料、農薬、飼料等の検査
- ⑧ 飼料等の検定、表示に関する業務
- ⑨ 飼料等の登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査、指導
- ⑩ 飼料等の製造設備、製造管理の方法等に関する調査
- ⑪ 上記の業務に附帯する業務
- ⑫ 食品、肥料、農薬、飼料、農林水産物の輸出促進等に関する関係法令に基づく立入検査等
- ⑬ 上記の業務の遂行に支障のない範囲内で認定農林水産物・食品輸出促進団体への協力を行うことができる。

詳細につきましては、次のサイト（e-Gov法令検索）からご覧いただけます。

◇e-Gov法令検索（「農林水産消費安全技術センター法」と入力して検索）

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/



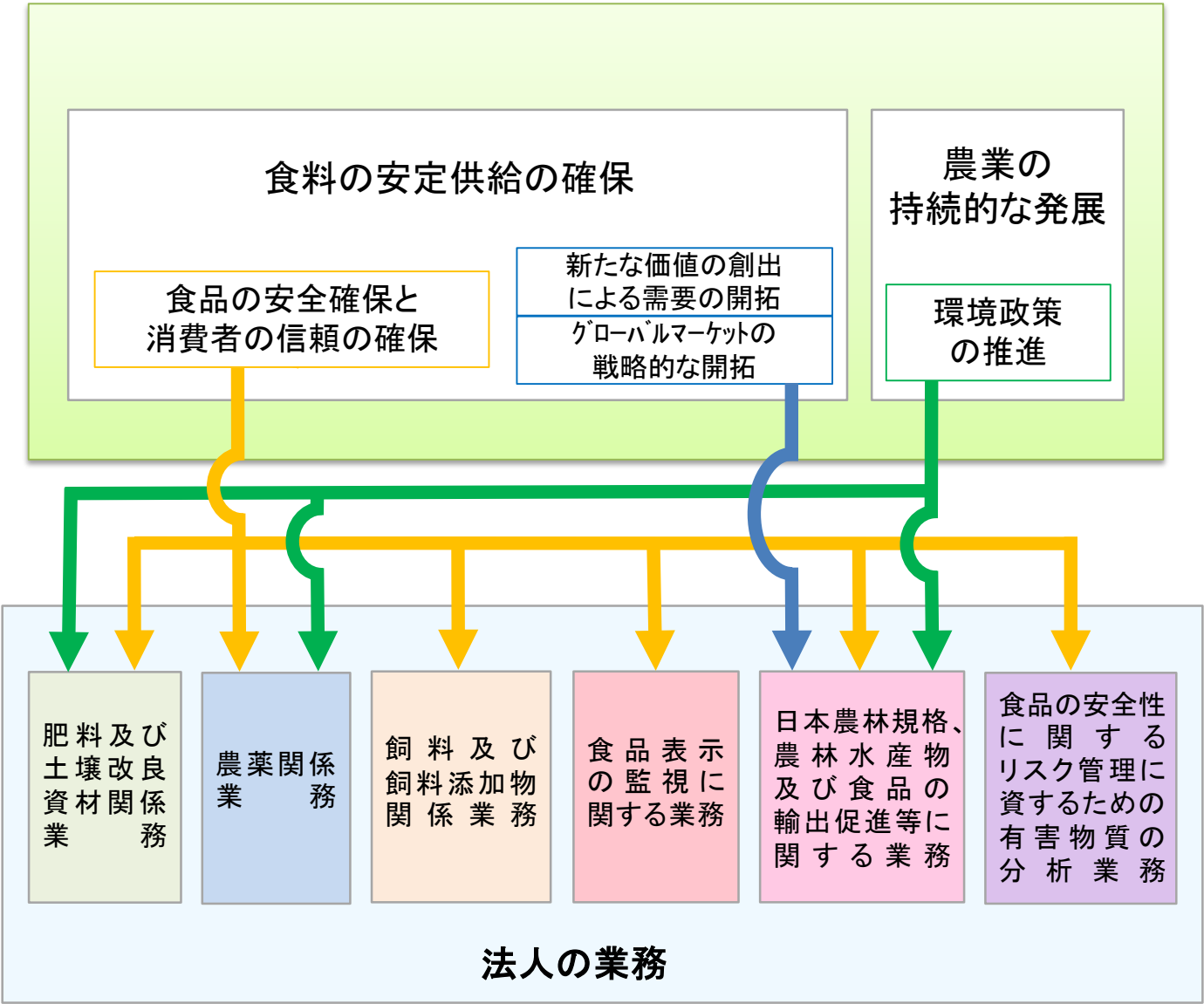
(3) 主な関係法令

- ・食品表示法（平成25年法律第70号）
- ・日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）
- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「肥料法」という。）
- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）
- ・愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）
- ・地力増進法（昭和59年法律第34号）
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）

4. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)

FAMICの業務の多くは、農林水産省の政策のうち「食料の安定供給の確保」における政策分野「食品の安全確保と消費者の信頼の確保」の下に位置付けられています。（以下の図をご参照ください。）

FAMICは、長年蓄積してきた科学的知見や培ってきた技術を生かし、関係法令に基づき検査等を実施することで、食料の安定供給と安全確保に関する政策の一翼を担い、行政執行法人として、国の相当な関与の下に国の行政事務と密接に関連した事務・事業を正確かつ確実に実施し、政策課題や社会的課題に貢献します。



注：FAMICの各業務は、P10「6. 年度目標及び事業計画」、P26「9. 業績の適正な評価の前提情報及び当事業年度の主な業務成果・業務実績」等に記載しています。

5. 理事長の理念や運営上の方針・戦略等

(1) 運営基本理念及び運営方針

運営基本理念

確かな技術力による科学的検査・分析により、食の安全と消費者の信頼の確保に貢献します。

運営方針

「技術力」を高め、最新の知見を未来に向かって役立てます。

情勢変化に柔軟に対応する組織を目指します。

社会経済の変動、新たな環境問題、動物の疾病や植物の病害虫の発生などの情勢の変化に注意を払い、新たな課題に柔軟に対応できる組織力を培います。

(2) 未来に向けて

FAMICが存在意義を持ち続け、運営基本理念（ミッション）等を実現するため、以下の課題に取り組みます。

全体戦略

業務の効率化、
重点化等の工夫

財政基盤
の強化

職場環境
の向上

専門家集団としての
高い技術力を維持、向上

蓄積した知見やノウハウ
の社会への還元

事業戦略

肥料及び土壌改良資材関係業務

- ・未利用資源の利用拡大に向け、新たに規格化された汚泥資源を利用した菌体りん酸肥料の品質管理計画の調査に対応
- ・公定法化された肥料等試験法の充実に向け、職員の技術力向上と、調査研究業務を強化

農薬関係業務

- ・業務の重点化・効率化により、農薬の再評価、安全性審査の充実等に伴う業務量の増大にも着実に対応
- ・農薬の環境負荷低減に資するため、生物農薬等の評価を円滑化

飼料及び飼料添加物関係業務

- ・飼料等の安全確保のため、事業者自ら原料から製品までの基本的な安全管理に取り組むGMPの導入を推進
- ・検査・分析技術の更なる向上のため、研究機関等と連携し、共同研究を含め調査研究業務を強化
- ・アジア地域の飼料の安全確保のため、国際機関と連携し、FAMICが有する知識・技術を提供

食品表示の監視に関する業務

- ・食品表示の科学的検査業務について、情勢に応じ緊急度及び重要度の高い品目に重点化するとともに、原産地表示や遺伝子組換え表示等の検査を重点的に実施
- ・原料原産地表示対象の拡大等に対応した分析技術及び判別技術を開発・改良

日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務

- ・農林水産物や食品の輸出促進に貢献できるよう、国際化を見据えてJAS原案を作成
- ・FAMIC認定制度の運用により、農林水産物等の輸出力強化に貢献

食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

- ・ISO/IEC17025の試験所認定を取得しているかび毒分析等で、信頼ある分析データを提供可能な機関として、共同研究事業への参画を目指す。

注：FAMICの「事業戦略」に関する主な取組は、P26「9. 業績の適正な評価の前提情報及び当事業年度の主な業務成果・業務実績」に記載しています。